

○行方市庁舎建設市民会議設置要綱

令和元年9月6日

告示第35号

改正 令和3年3月31日告示第33号

令和5年3月30日告示第40号

(設置)

第1条 庁舎建設に係る基本構想・基本計画の策定に当たり、庁舎建設等に関する必要な事項を調査及び検討するため、行方市庁舎建設市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、庁舎建設に関する事項について調査及び検討し、市長に報告する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市内の公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前項の委員の委嘱に当たっては、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。

4 第2項第4号の公募による市民を選任する基準及び方法については、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長とな

る。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員が会議を欠席する場合は、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部資産経営課において処理する。

(令3告示33・令5告示40・一部改正)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年告示第33号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第40号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。